

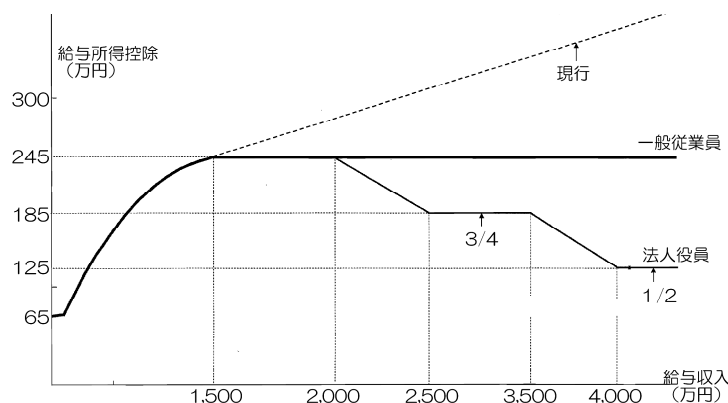
# 平成 23 年度税制改正大綱の概要（閣議決定）

増税  減税 

## 1、個人所得課税（所得税・個人住民税）

### 給与所得控除の見直し

- ・ 年収 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額は、245 万円を上限額とする。
- ・ 年収 2,000 万円を超える法人役員等について給与所得控除額を最大 2 分の 1 まで圧縮する。
- ・ 平成 24 年度以降の所得税、平成 25 年度以降の個人住民税について適用する。



### 退職所得課税の見直し

- ・ 勤続年数が 5 年以下の法人役員に支給する退職手当について「退職所得控除額を控除した後の残額を 2 分の 1 とする措置」を廃止。
- ・ 退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除を廃止。
- ・ 平成 24 年分以後の所得税について適用する。個人住民税は平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等について適用する。

### 成年扶養控除の見直し

- ・ 年収 567.5 万円（所得 400 万円）を超える場合の成年扶養控除について、扶養親族が学生・障害者等である場合を除き、廃止。
- ・ 負担調整措置として、所得 400 万円を超える部分の金額に 38% を乗じた金額を控除した残額を所得控除できることとする。

Ex: 所得 450 万円場合には、19 万円の所得控除ができる。

$$\text{扶養控除 } 38 \text{ 万} \quad (\text{所得 } 450 \text{ 万} - 400 \text{ 万}) \times 38\% = 19 \text{ 万}$$

- ・ 平成 24 年度以降の所得税、平成 25 年度以降の個人住民税について適用する。

### 金融証券税制の延長

- ・ 上場株式等の配当等および譲渡所得等の 10% 軽減税率を 2 年延長。
- ・ これに伴い、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税」について、施行日を 2 年延長し、平成 26 年 1 月 1 日からとする。

## 2、資産課税（相続税・贈与税）

### 基礎控除の見直し

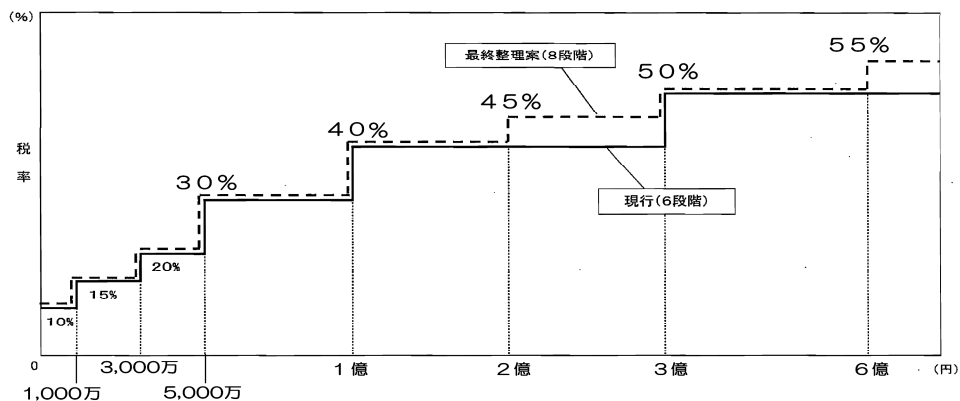
- ・ 現行の相続税の基礎控除「5,000万+1,000万×法定相続人数」を「3,000万+600万×法定相続人数」とする。
- ・ 平成23年4月1日以後の相続又は遺贈について適用する。

### 死亡保険金に係る非課税限度の見直し

- ・ 現行の相続税の死亡保険金に係る非課税限度「500万×法定相続人の数」を「500万×法定相続人の数(未成年者・障害者・生計を一にしていた者に限る)」とする。平成23年4月1日以後の相続又は遺贈について適用する。

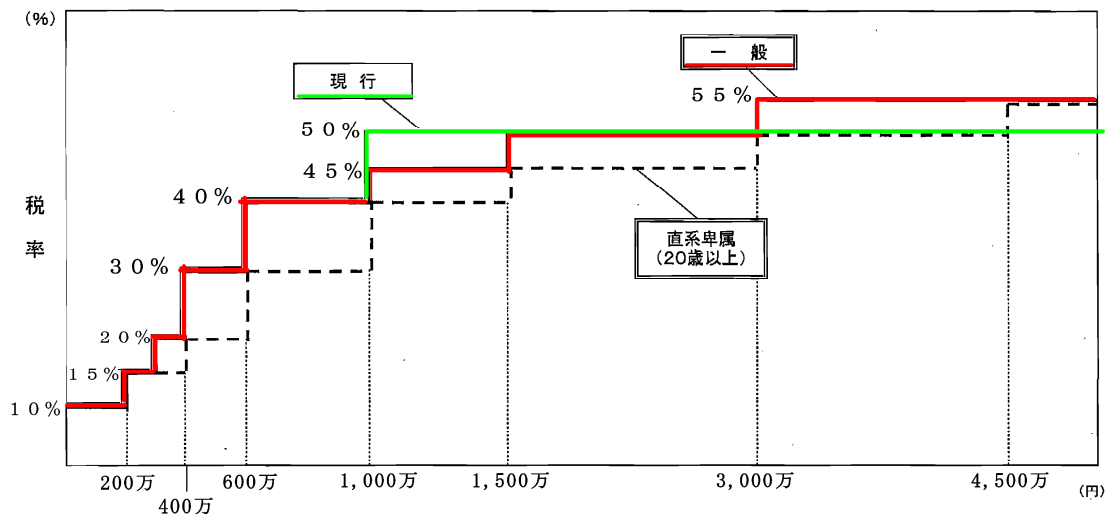
### 相続税の税率構造の見直し

- ・ 相続税の税率について8段階の税率構造とし、最高税率を現行の50%から55%に引き上げる。
- ・ 平成23年4月1日以後の相続又は遺贈について適用する。



### 贈与税の税率構造の見直し

- ・ 贈与税の税率について一部の税率を引き下げ、最高税率を55%に引き上げる。
- ・ 原則として平成23年1月1日以後の贈与について適用する。



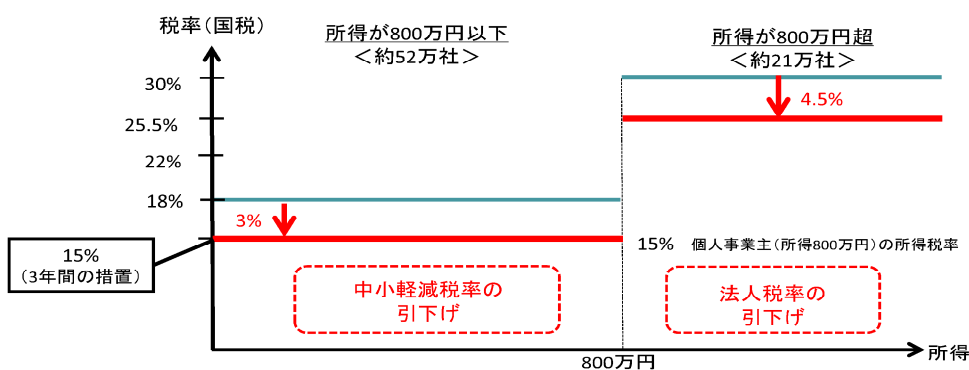
### 相続時精算課税の適用要件の見直し

- ・ 受贈者の範囲に、20歳以上である孫を追加する。(現行 推定相続人のみ)
- ・ 贈与者の年齢要件を60歳以上(現行65歳以上)に引き下げる。

## 3、法人課税(法人税・消費税・地方税)

### 実効税率の見直し

- ・ 実効税率について、法人税と地方税の合計で5%引き下げる。
- ・ 平成23年4月1日以後に開始する事業年度より適用する。



### 減価償却制度の見直し(所得税についても同様)

- ・ 平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率を、定額法の償却率の200%とする。(現行は250%)

### 欠損金の繰越控除制度の見直し

- ・ 中小法人等を除き、青色繰越欠損金の控除限度額を、その繰越控除をする事業年度の「その繰越控除前の所得の金額の80%相当額」とする。
- ・ これに伴い、青色繰越欠損金の繰越期間を9年(現行7年)に延長する。

### 貸倒引当金制度の見直し

- ・ 貸倒引当金制度の対象法人を中小法人等および銀行、保険会社その他これらに類する法人に限定します。
- ・ 当該制度の対象外となる法人の平成23年度から平成25年度までの間に開始する各事業年度については、現行法の損金算入限度額を段階的に縮小するなどの一定の経過措置を講じる。

### 雇用促進税制の新設

- ・ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度において、事業年度末の雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末よりも10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加した場合には一定の要件のもと、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を税額控除できることとする。

### 環境関連投資促進税制の新設

- ・ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー起源 CO2 排出削減または再生可能エネルギー導入拡大に相当の効果が見込まれる設備等を取等し、事業の用に供したときは、取得価額の 30%特別償却または 7%税額控除ができることとする。

### 100%グループ内の法人に係る税制等の見直し

- ・ 100%グループ内の他の内国法人が清算中である場合または解散が見込まれる等の場合には、その株式について評価損を計上しないこととする。
- ・ 平成 23 年 4 月 1 日以後に行う評価替え等について適用する。

### 試験研究を行った場合の税額控除の見直し（所得税についても同様）

- ・ 試験研究を行った場合の税額控除について、法人税額の 30%を控除限度額とする特例の適用期限が到来したため廃止する。（特例廃止後は法人税額の 20%が控除限度額となる。）

### 特定資産の買換えの場合等の課税の特例の延長・見直し（所得税についても同様）

- ・ 適用期限を 3 年延長するとともに、適用対象資産について一定の見直しをする。

### 消費税の事業者免税点制度の見直し（所得税についても同様）

- ・ 現行制度において事業者免税点制度の適用をうける事業者のうち、前事業年度の開始の日から 6 ヶ月間の課税売上高が 1 千万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないこととする。
- ・ 平成 24 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

### 消費税の課税仕入れ全額控除の見直し（所得税についても同様）

- ・ 「課税売上割合が 95%以上の場合に課税仕入れ等の全額を仕入税額控除できる制度」は、その課税期間の課税売上高が 5 億円超の事業者については適用しないこととする。
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

### 外国税額控除制度の見直し

- ・ 外国税額控除の対象から除外される高率な外国法人税の水準を、35%超（現行 50%超）に引き下げる。
- ・ 控除限度額の計算の基礎となる国外所得から非課税国外所得の全額（現行 3 分の 2）を除外する。当初 2 年間は経過措置を講じる。

### **移転価格税制の見直し**

- ・ 現行の独立企業間価格の算定方法の適用優先順位を廃止し、独立企業間価格を算定するために最適な方法を事案に応じて選択する仕組みに改正する。

### **更正の請求期間の延長**

- ・ 納税者が「更正の請求」を行うことができる期間を5年(現行1年)に延長する。
- ・ 上記に併せて課税庁が増額更正できる期間を5年(現行3年)に延長する。
- ・ 贈与税および移転価格税制にかかる法人税の更正の請求期間については6年に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間については9年に延長する。
- ・ 平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。過年度分についても改正趣旨を踏まえ、納税者からの請求を受けて減額更正を実施するように努めることとする。